

議案第10号

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定
について

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を、別紙のとおり
制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲及び税率)

第2条 この条例による不均一課税は、地方活力向上地域において、法第5条第19項（同法第7条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。）の公示の日（平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものであって、次項に定めるものに限る。）を新設した者について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率

年度の区分	税率
初年度(最初に固定資産税を課すべきこととなる年度をいう。以下同じ。)	100分の0.14
第2年度(初年度の翌年度をいう。以下同じ。)	100分の0.35
第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)	100分の0.7

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

2 前項の減価償却資産の規模は、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のものとする。

(申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に申請をしなければならない。

(決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その申請内容を審査し、不均一課税の可否を決定するものとする。

(決定の取消し等)

第5条 市長は、不均一課税の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その不均一課税の決定を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により不均一課税の決定を受けたとき。
- (2) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(承継)

第6条 不均一課税の決定を受けた者に相続、合併、事業譲渡その他の承継により変更が生じた場合は、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出で

当該不均一課税の承継を受けることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

企業が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けて、東京 23 区等にある本社機能等の地方移転や本社機能の拡充を目的として改正された地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、本市においても本社機能等の誘致・強化を促進するため固定資産税の不均一課税を定める条例を制定するもの。

（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

【概要】

(1) 対象者

地方活力向上地域において本社機能（特定業務施設）を整備する企業

(2) 期間

対象となる固定資産税を課すこととなる年度から 3 年間

(3) 不均一課税の税率

	現行	移転型	拡充型
1 年目	1.4%	0.14%	0.14%
2 年目	1.4%	0.35%	0.467%
3 年目	1.4%	0.7%	0.933%

※移転型…東京 23 区からの本社機能の移転

拡充型…地方における本社機能の拡充

※特定業務施設（本社機能）…「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。

政策等の形成過程説明資料

平成28年3月定例会

議案等 の件名	議案第10号 加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例
			その他()

①【政策等を必要とする理由】

地方創生に関する施策の一環として、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方拠点強化税制」が創設された。

企業が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けて、東京23区等にある本社機能等の地方移転(移転型)や本社機能の拡充(拡張型)を目的として改正された地域再生法に基づき、本市においても本社機能等の誘致・強化を促進するために固定資産税の不均一課税を定めるもの。

②【検討した他の政策等の内容】

地域再生法により、本社機能の移転・拡充を行う事業者に対する地方拠点強化税制が講じられたことに合わせた地域再生計画に基づくもの。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

地域再生法に基づき兵庫県と41市町で策定した「ひょうご本社機能立地支援計画」により、兵庫県は、本社機能を移転する企業や県内本社機能の新增設を行う企業に対して、県内全域において、法人事業税及び不動産取得税の不均一課税を創設し、また、県内14市町が平成28年4月1日施行で固定資産税の不均一課税等の優遇施策を創設予定である。不均一課税の実施に当たっては、地方交付税により減収補てん措置が講じられる。

※北播磨5市は、いずれも3月議会に上程予定

④【総合計画における位置づけ】

基本政策	雇用と経済が元気を取り戻す加西
施策	9 地域資源を活用した産業振興

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)
- ・法人税法施行令(昭和40年政令第97号)
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)
- ・加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)
- ・所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0	0	0	0	0

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

第二次安倍内閣の目玉政策「地方創生」である。この総合戦略のなかで、「地域産業の競争力を強化する」という項目の中の地方拠点強化税制に基づく制度である。東京に経済活動が集中するのを抑止し、地方の雇用拡大と持続的な経済活動の発展を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
地域振興部	産業振興課	有・ 無